

使用料

☆使用料は利用許可書の交付と同時に納めてください。

1 多目的ホール等使用料

(単位:円)

	利用場所	種別	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
ホール棟	多目的ホール (平日)	基本使用料	6,600	8,800	8,800	20,500
		冷房暖房料	3,200	4,400	4,400	10,100
	多目的ホール (平日以外)	基本使用料	8,600	11,400	11,400	26,700
		冷房暖房料	3,200	4,400	4,400	10,100
	控室 1	基本使用料	400	500	500	1,150
		控室 2	冷房暖房料	100	200	200
	スタジオ	基本使用料	1時間につき 550			
		冷房暖房料	1時間につき 200			
	シャワー室	基本使用料	1回につき	100		

	施設名	種別	使用料 (1時間当)	施設名	種別	使用料 (1時間当)
	研修棟	研修室 1 (和室大)	基本使用料	200	研修室 5 (洋室大)	基本使用料
冷房暖房料			150	冷房暖房料		150
研修室 2 (和室小)		基本使用料	100	創作活動室	基本使用料	100
		冷房暖房料	100		冷房暖房料	100
研修室 3 (洋室小)		基本使用料	100	厨 房	基本使用料	150
		冷房暖房料	100		冷房暖房料	100
研修室 4 (洋室小)		基本使用料	100			
		冷房暖房料	100			

備考

- 1 ホール棟の利用において、利用時間に満たない場合であっても、利用時間の区分ごとの使用料とする。
- 2 ホール棟の利用において、あらかじめ許可された利用時間を超えて利用する場合の超過分の使用料は、超過した利用時間の区分ごとの1時間当たりの額に超過した利用時間を乗じて得た額とする。この場合において、超過した利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 3 時間単位で利用する施設の利用において、使用量の算定に当たり、1時間に満たない時間がある場合は、30分以内のときは1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えるときは1時間料金の額とする。
- 4 次に掲げる利用における基本使用料は、次の割合を乗じた額とする。
 - (1) 営利を目的とせず、入場料を徴収するもの
 - ア 入場料の1人当たりの徴収額の最高額が2,000円以下の場合 1.1倍
 - イ 入場料の1人当たりの徴収額の最高額が2,000円を超える場合 1.3倍
 - (2) 営利を目的とするもの 3倍

「営利」とは、営利を目的とする映画、演劇、演奏、演芸及びこれらに類似するものの利用の場合又は商品の宣伝若しくは販売での利用の場合をいう。
- 5 本番に準ずる練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。
- 6 練習のため多目的ホールのうちステージだけを利用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、利用時間1時間につき1,050円(冷房暖房使用の場合は、1時間につき400円を加算する。)とする。この場合において、利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 7 「平日以外」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 8 冷房暖房料は、冷房設備又は暖房設備を利用する場合に徴収する。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切捨てるものとする。
- 10 その他必要な事項は、その都度市長が別に定める。

2 付属設備及び備品使用料

単位:円

区分	設備・備品名	単位	使用料	
多目的ホール	舞台設備	演台	1組 300	
		金屏風	1双 1,050	
		めくり台	1本 100	
		木支木	1本 50	
		人形立	1本 50	
		上敷(長)	1巻 200	
		上敷(短)	1巻 200	
		平台(大)	1枚 100	
		平台(中)	1枚 100	
		平台(小)	1枚 50	
		開き足	1脚 50	
		箱足	1個 50	
		緋毛せん	1枚 100	
		長座布団	1枚 200	
		舞台用階段	1台 200	
		音響反射板	1式 3,150	
		指揮者台	1台 100	
		映写スクリーン	1式 1,050	
		譜面台	1台 50	
		平台運搬車	1台 100	
		司会者演台	1台 200	
		国旗	1枚 100	
		音響設備	拡声装置	1式 2,100
			エアモニターマイク装置	1式 500
			CDプレーヤー	1台 500
	DATプレーヤー		1台 500	
	カセットテープレコーダー		1台 500	
	はね返りスピーカー		1式 500	
	ワイヤレスマイク		1式 500	
	ダイナミック型マイクロフォン		1本 200	
	コンデンサー型マイクロフォン		1本 500	
	マイクスタンド		1本 100	
	照明設備		ボーダーライト	1列 1,050
			アッパーホリゾンライト	1式 1,050
		ローホリゾンライト	1式 1,050	
		スポットライト	1台 200	
		センターフォロースポットライト	1台 500	

区分	設備・備品名	単位	使用料	
多目的ホール	映像設備	ビデオプロジェクター	1台 1,000	
	楽器	コンサートピアノ	1台 2,100	
		グランドピアノ	1台 1,050	
	その他	展示用パネル	1枚 50	
		展示用補助パネル	1枚 50	
		テーブル(幕板付)	1台 100	
		テーブル	1台 100	
		いす	1脚 50	
		折りたたみいす	1脚 50	
		テーブルクロス	1枚 400	
		電気コンセント	1口 100	
	持込機材	照明機器	1KW 200	
		拡声装置機器	1式 2,600	
	研修室	音響	CDプレーヤー	1台 500
			カセットテープレコーダー	1台 500
		映像	液晶プロジェクター	1台 500
			オーバーヘッドプロジェクター	1台 500
		その他	電気コンセント	1口 100

備考

- 1 使用料は、利用許可を受けた利用時間を1回とする。
ただし、2日以上にわたる場合は、1日を1回とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 その他必要な事項は、その都度市長が別に定める。

使用料の減免

次に該当する場合は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する場合 使用料の全額
- (2) 市が共催する場合 使用料の50パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

※市長が別に定める事項

- 1 ホール棟の区分利用において、「午前・午後」及び「午後・夜間」を通じて使用する場合、区分間1時間の使用料は徴収しない。
- 2 使用料の端数計算は、利用日1日毎に行うものとする。